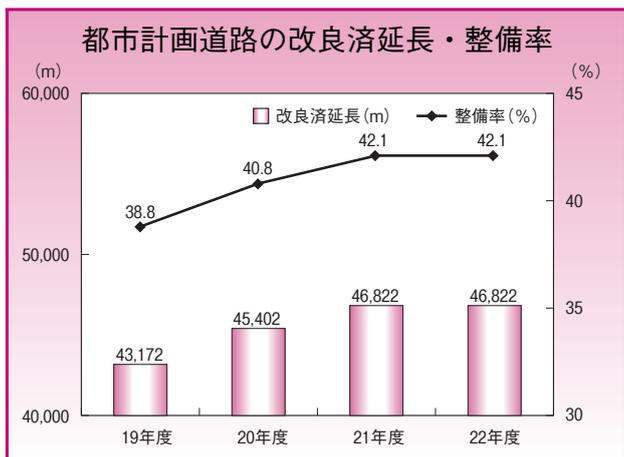


基本施策 4-① 計画的な市街地の形成

現状

都市化の進展とともに、市街地のスプロール化*が進んでいますが、今後予想される人口減少や高齢化社会など社会情勢の変化に対応した都市構造への転換が求められています。

また、良好な都市景観を形成していくため、周辺の景観に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。



区画整理地内の住宅地

課題

都市計画マスタープラン*に基づき集約型都市構造を目指した計画的な市街地の整備及び市街化の誘導

市民との協働による美しい自然や歴史・文化的景観の継承

目指すべき方向

(1)市街地の土地利用の推進と計画的な市街地の整備

(2)良好な景観づくり

基本施策 目標指標

都市計画道路の
整備率

基準値 (平成22年度)
42.1%



目標値 (平成28年度)
45.2%

市民満足度

基準値 (平成22年度)
50点



目標値 (平成28年度)
55点

*市民満足度は、「満足している」100点、「やや満足している」75点、「どちらともいえない」50点、「やや不満である」25点、「不満である」0点とした時の全回答者の平均得点

■個別計画……都市計画マスタープラン (平成21年度～平成37年度) 景観計画 (平成21年度～)

*市街地のスプロール化：市街地が郊外に向かって拡大する際に、無秩序な開発が行われること。計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む様子。

*都市計画マスタープラン：地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、道路・公園・住宅地づくりなど都市づくりに関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画のことで、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。

具体的な施策

(1)-1 市街地内の都市計画道路の整備

市街地の土地利用の推進と円滑な交通の確保を図るため、都市計画道路の整備を推進します。

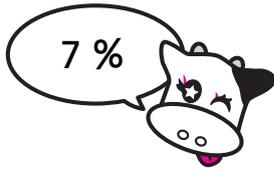
主要事業 (新) 3・3・4東那須野東通り
道路改良事業

目標値 3・3・4東那須野東通り整備進捗率

現状(平成22年度)



目標(平成28年度)



(2)-1 景観形成の促進

良好な景観を保全、活用するため、景観条例による届出制度の運用により、地域の景観と調和する建築物の誘導を図ります。

主要事業 景観形成促進事業

目標値 色彩誘導基準適合建築物数

現状(平成22年度)



目標(平成28年度)



(2)-2 景観意識の醸成

広報等による普及啓発、各種団体を対象とした講習会や専門家の派遣等を行い、景観に対する意識の高揚を図ります。

主要事業 景観意識の醸成事業

目標値 講習会参加者数

現状(平成22年度)



目標(平成28年度)



自然と共生する
まちづくり

快適で潤いのある
まちづくり

健やかに安心して暮らせる
まちづくり

安全で便利な
まちづくり

活力を創出する
まちづくり

豊かな心と文化を育む
まちづくり

創意と協働による
まちづくり